

社会福祉法人太陽福祉会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽福祉会（以下「法人」という。）の開催する次の各号のいずれかに会議等に出席するものの出席に要する費用の支給はこの規程の定めるところによる。

- (1) 法人の開催する理事会、評議員会及び監事会。
- (2) 法人の開催する講習会、研修会等。
- (3) その他、理事長が定める事項。

(報酬及び費用弁償)

第2条 報酬及び費用弁償の額は次のとおりとする。

(1) 報酬

1. 当該法人が行う、講習会及び、研修会の講師料においては1回につき5,000円～10,000円とする。
2. 理事役員が、理事会、評議員会に出席した場合は（1日につき）5,000円とする。
3. 評議員が、評議員会に出席した場合は（1日につき）3,000円とする。
4. 監事が監査を行った場合（1回につき）7,000円とする。
5. 当福祉会役員に対し、各年度の総額が334,000円を限度とし、理事においては240,000円及び、監事においては94,000円を超えない範囲で支給する。

(2) 費用弁償

1. 当役員が、講習会、研修会に参加した場合は（1回につき）1,000円。
2. 上記の各号に掲げるものの他、当役員が、研修会に参加した場合、旅費規程（別表1）により旅費を支給することができる。

附則

1. この規程は平成30年4月1日から執行する。
2. 前細則は平成30年3月31日をもって廃し、新定款をもとにした当定款施行細則へと移行する。